

特集・大学における保健体育の意味

一般教育としての保健体育の意味

佐藤 善治

(立命館大学・文学部)



□ 新制大学における保健体育科目導入の意味

新制大学の発足とともに科目の一つとして体育が大学教育の中に登場してきた経緯については、当時大学基準協会の体育保健研究委員会の委員兼幹事として、基準委員会に提出すべき文書の原案作成にあたった加藤橘夫の言に詳し

い。そこでは次の要因を挙げている。一つは一九四六年の米教育使節団の勧告である。その勧告が、「…身体検査、栄養、公衆衛生の授業や体育と身体的レクリエーション計画を大学程度の課程にまで及ぼし、…」と大学における保健体育の必要性を示唆したこと。二つはそれをうけて、同年九月文部省に学校体育研究委員会が設けられ、新学制発足の際に大学体育の確立をはかり、全学生に体育の機会を

均等に与えるため体育を正課として課すべきことを、同委員会が答申の中で要望したこと。三つは、戦後学制改革に際し、一九四六年まず文部省に大学設置基準設定協議会が設けられ、後に大学設置基準協会、更に一九四七年大学の自主的協力による大学基準協会が発足し、新制大学のあり様を大学自らの手でつくりあげることが目指されたことである。

この基準協会に対し文部省体育局からも大学体育の必要性が要望され、またCIEの大学担当係官（マグレール氏やホルムズ女史など）から体育のことを考慮する旨の意見



さとう・よしはる ● 一九四九年京都府生まれ ● 専攻は、体育科教育、運動制御・学習論 ● 主な著書・論文に『人間の知覚・運動行動』（共著、不味堂）『知覚・運動行動のシステム分析』（共著、不味堂）

「立命館人文紀要」● 従来の体育実技を越えた、スポーツ実践を対象的に把握するスポーツ方法論授業をつくり出すことが、今大きな課題である。

や要望が出された。そして基準協会内に体育保健研究委員会が設けられ、当時の我国の結核の多さも鑑みて、保健と組み合わせて考慮する必要ありとし、大学における体育や保健のあり方を研究することとなった。この委員会は「学生を体力別にわけスポーツやレクリエーションを中心教材にして指導し、学生に自分の体力に適した好きなスポーツ種目を選択させて体育を実施するという新しい線を出し、これを効果的に行うには体育を正課としなければならない」という意見を基準委員会に提出した。

基準委員会はこれを受け、先に大学における取得単位数を一二〇単位と定めていたが、「大学は体育に関する講義及び実技各二単位を課する」、「学士号を与える資格の最低要求は、一二〇及び体育の四単位を四箇年以上に獲得すること」の条項をつけ加えることによって、体育を正課とする件を可決した。この「及び体育の四単位」という表現に関わり、体育保健研究委員会は「一二四単位」（体育を含めて）とするよう要請したが、基準協会では認められなかったという。大学教育が体育を除く一二〇単位で一応完結し、体育が大学の教育課程に馴染まないという主張なのか、それとも基準協会で学士号取得のための最低要求単位数が先決されていたことによる手続き上の結果なのかという問

題把握を唐木は指摘している。またこれをうけて小野は、一般教育としての保健体育科目の目標や内容、大学教育としての授業のあり方に関する担当教員集団の改革やあるいは他の科目担当者からの疑義もここを出発点かつ現在点とする問題状況がなお継続していることを指摘している。⑧。ともかく以上によって、大学において体育を必修の教科目として採用することが決定したのである。

旧制の大学には正課としての体育はなく、運動クラブのスポーツ活動のみが存在していた。新制大学の体育は、内容、教員、施設諸条件の創出から始まったと言っても過言ではない。体育保健研究会は、大学に新しく登場する科目体育の実施計画についての参考資料をまとめ、中身作りをリードしようとした。そこには、当時の国民の栄養、疾病状況や戦後の衛生政策の課題が大きく反映し、個人衛生・公衆衛生を中心とする保健教育と戦後の民主的な体育授業の一つの指標であるスポーツ教材の導入とを結合させて、大学レベルでの国民教育に保健体育も資するという展望を示した。

新制大学は、周知のように、それまでの専門学校あるいは予科などと旧制の大学がいわば合体した形で四年間の課程を組むことになり、そのなかで専門教育と一般教育が展

開されるのは大きな大学教育の質的転換であった。一般教育については、基準協会の中で旺盛な議論が展開され文書としてまとめられているのと同様に、大学体育についても上記のように旺盛な議論が展開された。しかしながら先行経験が我国に乏しく、内容のみならず施設諸条件や教員組織体制等では、予科や専門学校での経験や物的条件をうまく導入できたところはまだしも、そうでなかった国公立やたいていの私学では、出発点での条件が劣悪そのものであった。

戦後の一般教育改革の中で再三指摘された「理念と教育内容・方法の乖離」に留まらず、保健体育教育では、理念そのものに対する大学内外からの疑義や誤解、あるいは曲解があった。そしてそれを大学が公的に行うカリキュラムと結合させ、有効な教授・学習過程を作り出させてこそ、大学における保健体育の教育と研究の存在価値があるとの認識と実際的な解決努力を満たす必要が、大学体育担当者にはあった。大学体育に関する協議会（一九五二年大学体育協議会設立、一九五六年大学保健体育協議会となる）の結成や研究会の開催、体育学会の設立と体育・スポーツに関する研究の蓄積、それに何よりも個別の大学の研究・教育諸条件の下での教育改革は、数多く報告されてきた。

それにもかかわらず、大学審査申の大きな柱の一つである設置基準の大綱化にかかわって、学士課程卒業要件一二四単位、教育課程編成が各大学の創意工夫にまかせられる方針の提示で、大学体育存亡の危機が叫ばれている。

問題は大学体育担当者の主体的努力にあるとは、よく大学内外で耳にする言葉である。大学体育担当者が何を考え、いかに問題の解決をはかるうとしてきたかが十分に明らかにされて大学体育の現在の改革方向が議論されているかについては、大いに疑問がある。「生き残り」と唱せられる議論にはえてして人的体制のみが先行して次のことが不問にされることかしばしばである。すなわち教育内容と方法を導き出してきた背景となるスポーツ文化のあり様やスポーツ科学としての急速な発展が、今後の大学教育の中で固有にもつ価値に対する十分な議論のことである。このことこそ大学体育関係者が相互に批判し、また各機関で他科目の担当者の批判を十分受けなければならないことであろう。出発点での状況からは飛躍するが、新制大学に体育が正課として取り入れられた意義は、今日からみれば、結論的には次の三点にまとめられよう。第一には、発足当時強調された学生の心身の健康増進に対して、全ての学生が身体運動の機会を保障され、それを定着させてきたことである。

第二には、国民のスポーツ文化に対する教養を、大学レベルで高めることに大きく寄与したことである。第三には、体育・スポーツに関する研究の拠点を大学につくり、根付かせてきたことである。

このことをさらに深め、今日的なスポーツの意味・意義とそれらに対する研究の広がり、そしてこれらを背景に大学体育が一般教育としても、また専門的な力量を持った人材を形成するという課題にも益々重要となっているということを次ぎに考える。

四 社会のスポーツのあり様と保体審査申

教育内容の背景には社会的に成立した科学、文化、芸術などが存在し、科目のねらい・内容・方法は、それらの定着・発展及び学習主体の現在点と発達可能性から、日進月歩するものであることは周知の事実である。このような観点から、社会におけるスポーツの普及・発展と大学レベルでの「スポーツを我が物にしていく」人々の力量形成との関わりをみる必要がある。

戦後我国の社会でスポーツがどのような定着・発展をしてきたのかは、それ自身大きな研究テーマであるが、誤解

を恐れず巨視的に考えれば、次のようであると言える。

戦後スポーツの復興の中心となったのは何よりも、学校運動クラブであり、国民体育大会等の行事的遂行であり、しばらくはスポーツの内容が国民全体の中に浸透していく兆しはない。スポーツが全国的に人々の前に現れるのは、一九六四年の「東京オリンピック」まで待たなければならなかったと言つてよい。それが、戦後第二のテレビ普及の契機となったことや我国の戦後復興の国際社会への打ち出しであつたということは別の意味で興味深いが、スポーツの自身の全国への提示であつたことは、それ以後のスポーツ界とスポーツに視線を送る人々に大きな影響を与えたことは確かである。

様々なスポーツ種目の、国際的にハイレベルな「技」が競われ、そこに繰りひろげられる「人間ドラマ」が直接画面を通して、人々の前に提示された。我国選手の活躍は主として、バレーボール（女子）、体操、マラソン、ウエイトリフティング、レスリングなどであつた。

別の見方をすれば、これら選手の活躍には選手強化で二つの試みがみられる。一つは「自衛隊体育学校」であり、もう一つは「ニチボー貝塚」であつた。特に後者は、チャンプイオンシップ・スポーツと企業との結びつきを積極的に

押し上げる契機であつたことは明かであろう。ゲーム展開上繰りひろげられる技、戦術、またそのためのハードトレーニングの紹介は、企業名とともに人間の身体表現や身体を加工することの成果のプラシメージを強烈に印象づけたと言つてよい。

このスポーツのプラシメージがその普及に大きく貢献したことは確かであるが、一方では「スポーツの商業主義の利用」や「勝利至上主義」と言われる歪みをつくりだし、スポーツに取り組む人々や愛好する人々を支える社会的基盤にはまだまだ脆弱さを持つて露呈した。けれども七〇年代から八〇年代にかけての健康への危機感は運動、身体づくりに人々の目を向けさせ、コミュニケーション手段としてのスポーツはクラブ・ブームをつくり出した。この間チャンピオンシップ・スポーツのもつ一面の歪みを誇大に指摘し、運動や競技の形態上の違いや新しいスポーツの組織をつくり出すことで「ニュースポーツ」をつくり出したとする動きも見られる。しかしながらとにかくも、経済成長にともなう余暇の増大傾向とともに、人々のスポーツの内部への関心と接触の機会はたかまり、大きな社会的関心事となつている。九〇年代から二一世紀にかけては、スポーツはさらに社会の産業と消費の重要な位置を占め、

個々人の「健康・楽しさ・豊かさ」に接近するための教養の不可欠の一部となるであろう。

このような現在及び将来の社会のスポーツのありように対して、保健体育審議会は既に答申「二十世紀に向けたスポーツの振興方策について」（一九八九年十一月）を出している。保体審答申にはその前提となる答申や提案がある。

社会的にスポーツが盛んとなり、生涯学習社会のなかでも大きな位置を占めつつあるスポーツの分野に、臨時教育審議会も注目した。一九八七年四月の第三次答申で生涯スポーツの推進、競技スポーツの向上、スポーツ行政組織の整備などを提案した。また同年十月に当時の首相の私的懇談会として発足したスポーツ振興懇談会は、国策としてスポーツの振興を図っていくべきだとして、スポーツの指導者確保、スポーツ振興基金の設置、スポーツ振興五カ年計画の策定などを提言した。これらを踏まえて翌年四月、文相は保健体育審議会に「二十一世紀に向けたスポーツの振興方策について」諮問した。

答申は①スポーツ振興の意義、②現状と課題、③振興の基本的方向、④計画策定等で構成されている。その意義の中で、「人間の可能性の極限を追求する営みで、スポーツ選手の極限への挑戦は、先端的な学術研究や芸術活動と共に

通する意義のある文化的行為」と述べている。また現状と課題では、生涯スポーツ面で身近な施設や適切な指導者の不足から活動の機会に恵まれない人々が依然として多いこと、また競技スポーツでは計画的な選手強化方策の推進による国際競技力の向上を課題として指摘している。その上で振興の基本的方向では、スポーツ施設の整備充実、生涯スポーツの充実、競技スポーツの振興、学校における体育スポーツの充実、スポーツの国際交流、プロスポーツの健全な発展の助長、スポーツ振興のための資金の充実の七項目にわけて提示している。

この答申は全体として生涯スポーツを打ち出しながらも、施策の各論では競技スポーツへの傾斜がみられ、現在のスポーツの過渡的、流動的な状況を反映している。しかし一方では、これからの社会でのスポーツの積極的な側面を前面に掲げたものとも考えられる。

スポーツと言えばチャンピオンシップ・スポーツのみで、トップアスリートと競技スポーツの行き過ぎの弊害のみがクローズアップされるが多かった。だがスポーツは、その基底的部分として人間存在には欠かせない身体・健康・運動表出を持っている。人間発達や人格形成に果たす役割は、今後ますます重要になってくると考えられる。また

スポーツはすでに若者の生活の一部になりつつあるが、人々がスポーツに出会い、それを我が物にし、自分の生活や教養の一部とするための機会やプログラムの提供は、今後益々社会的な広がりを示すであろう。スポーツの捉え方を広げ、一つの文化領域を成立させている「制度」や「組織」もそれにもなつて、研究・教育の深まりが期待される。

四 大学審答申と大学保健体育

七〇年代後半から八〇年代にかけて、社会でのスポーツの定着、発展はめざましく、また大学教育の大衆化ともあいまつて、スポーツ科学の自身の広がり・発展と大学教育の内容・方法の刷新、及び大学教育を修めたにふさわしい人間的教養の自身が同時に問われる下地は、すでに出来上がっていた。現在、九一年二月に出された「大学審議会答申」の言う「設置基準の大綱化」によつて大学保健体育がはじめて問われたのではない。一九六一年すでに、日本学術会議から「大学制度の改善について」、一九七一年「中央教育審議会答申」、一九八一年日本私立大学連盟の大学設置基準委員会「大学設置基準に関する検討結果について」（報

告）、一九八三年大学基準協会から大学基準についての「第一次中間報告」などが出され、それぞれ大学教育のあり方を問う中で、正課体育の必要性や必修制度についての疑問や否定を含んでいた。

これらの批判は、身体の健康や身体運動の価値そのものを否定するものではなく、それらはいわば別だてで学生にサービスされるべきものと考え、大学の科目としての成立根拠を問うているものであった。したがつて従来のこれらの批判は主として「体育実技」に向けられていた。

だが一方では、私立大学等が実習場の準備・確保の財政的圧迫感から、いわゆる大学PRと「UI」に貢献するスポーツの高度化のみを重視するという、スリムな大学スポーツを求めていたし現在もそうであることが、教育課程の中に大学体育をいかに位置づけるかの議論よりも弾力的な運用を求めさせた一因である。大学審の保健体育に関する議論がこれらの延長線上にあつたことは、いわば当然だつたかも知れない。

しかしながら大学審の提起する大学教育改革の課題は、我国の社会の構造変化を予測しながら、全体的には大学のあり方を問うている。また人々の大学に対する期待をも一定反映しているものである。大学の科目の内容や方法、教

員、事務運営機構のみを問うているのでないことは明かである。他方保体審査申は、二一世紀に向けたスポーツの意義、振興について、すでに提起した。この結節点にこそ、今日、大学体育改革の要があると言えるのではなからうか。なぜならば、たとえ一つの大学のカリキュラム改訂の議論中だけで大学体育の位置が一時的には解決しえたとしても、それだけで国民から教育・研究を付託されるべき大学体育・スポーツの固有の価値をつくりだしたことはないからである。

保体審査申を待つまでもなく、スポーツの概念はチャンピオンシップ・スポーツにとどまらず、人間存在の基底的部分をなす身体とその価値、身体・身体運動の加工によって外側に生み出す技、身体表現、ゲームの世界など、および社会的承認のもとに自己実現の共感に集うスポーツの組織など、これらの総合性と各領域での諸活動、諸制度、物的諸条件の織りなすシステムにまで、今日、スポーツの科学的研究の対象は広がっている。

新制大学に体育が取り入れられた意義の三点目に、体育・スポーツの研究の拠点を大学につくり出したことをあげた意味は、まさにここにあると言える。すなわちこのような広がりをもったスポーツ研究（スポーツ科学）の体系的

な整理と、それらを背景とした現在および将来の人間の教養の中身を明らかにした教育内容を導き出すことこそ、今、私たちに問われていることだと言えよう。大学教育改革の論議の中では、専門教育も他の一般教育も、その科目の存在意義を明確にするという意味では、同様の議論があると見えよう。

このことは必修であるか否かという議論ではない。最終的には教育課程の中に制度として再度定着する必要があるが、繰り返しれば、今問われているのは教育内容とそれを導くスポーツ科学の体系なのである。

四 スポーツ科学と大学体育教育

大学体育発足時、先にふれた基準協会内の体育保健研究会は、一般体育だけでなく「体育学教育基準」、つまり専門的な体育指導者の養成についても文書を作成している。当時この二つの関係がどうであったかは、今明確にしないが、「体育学」の教育が専門人の養成すなわち専門教育で、一般体育は体育学と無縁であったとは誰も考えはしめない。だが、体育の専門課程が主として教員養成系の大学・学部におかれており、専門課程をおかない大学の方が圧倒的に

多かったので、一般教育の内容・方法がいかに体育学研究を背景としていたかについては、それぞれの大学内部において十分議論されてこなかったことが多い。専門教育・一般教育それぞれの内容がともに、現在のスポーツ科学を背景に考え直されるべきであろう。スポーツ科学は何もスポーツの専門家のためだけのものではなく、その大学レベルでの基礎が一般教養として展開されるべき時である。

専門分野の人々にとっては常識的なことではあるが、スポーツ科学分野は、従来「体育」という名称で呼ばれてきている。明治初期の学校制度の確立以来、「Physical Education」を「身体教育」と訳し、その略語として定着してきた。一部を除いて、わが国へのスポーツの導入が学校教育を通じてなされてきたし、初期の「兵式体操」や「保健衛生体操」の導入と平行して、保健・衛生分野の医学的な研究が「体育研究」として始められた。この戦前の傾向は、学校体育に「スポーツ教材」が大幅に取り入れられた戦後にも大きな影響を及ぼし、「体育学研究」も「体育概念」を広義に解釈することによって、スポーツの様々な分野を開拓してきた。

しかしながら、この十二〜十三年間、特に米国、英国を中心に、それまで体育教員を養成してきた大学の学部や学

科から、次々と「Physical Education」の名称がなくなり、「Faculty of environment, human sciences etc.」「Department of recreation, leisure etc.」の中の「Sport study, human movement study etc.」となっている。

このような傾向をもたらす原因は、大きく言って二つある。一つは、卒業生が体育教員だけでなく、社会の中に広がりつつあるスポーツの様々な分野に色々な職業を選択する場が拡大してきたこと、その結果むしろ後者の方が圧倒的に多くなってきたので、名称からのイメージが薄れてきたことである。他の一つは、学校体育の「指導、教材、運動学習」等の研究だけでなく、様々なスポーツ活動や社会に広がるスポーツ組織や制度を人文、社会、自然の各分野から研究してきた成果がかなり集積され、人間にとってのスポーツの価値と細分化した個別のスポーツ研究諸分野を再度位置づけようとしていることである。

このような傾向は、最近わが国でも顕著である。生涯学習、とりわけ生涯スポーツという呼び方は、スポーツ活動が、今後ますます運動選手や若者のためのものだけではなくなり、「死」に至るまで続く多くの人々による持続的な人間的活動・人間的営みになっていくことを予想したものである。

これに対応して体育教員養成系の学科や体育学部では、一部社会体育分野の諸資格取得のためのカリキュラム改革がなされているが、ここでは、単にスポーツ技能のみが要求されるのではなくスポーツ組織を民主的に運営し、スポーツを創造的に企画する能力を育てるための「教育内容」が準備される必要がある。スポーツ科学は、従来より、学際的・応用的性格の強い複合科学の特徴を持っている。したがっていまわが国のスポーツ系の分野に問われているのは、その内容を導くためのスポーツ科学の「体系性」であると言えよう。

このような状況下において、何よりもまずスポーツを個としての人間の発達の課題や過程をすでに先行する分野と共に明かにし、またそれを保障する文化的環境システムの中で捉え、それらを基とした教育・研究の体制を作り上げることが緊急の課題である。

これらの課題は専門課程をもつ大学だけの社会的責務ではない。教育内容とその背景となる科学や文化の内容をそれぞれの大学が発信することが、いま求められているのだと考えられる。ここに保体審・大学審の答申に対して決して受け身ではなく、教育・研究の内容、体制両面から大学が国民のための大学となる道があると言えるし、大学体育

改革の論議は、まさにこのように展開していくべきである。

〈注〉

- ①加藤橘夫「大学体育十年の歩み」全国大学体育協議会（一九六〇）。その他加藤橘夫著作選集四卷（ベースボールマガジン社）に詳しい。
- ②唐木国彦「一九四五―五五年における大学体育確立とその問題点（一）」『橋論叢六八巻4号（一九七二）』。
- ③小野桂市「一般教育としての保健体育はありうるか」『一般教育学会誌四卷1号（一九八二）』。